

成助 行動規範

私たちは、職員一人一人が倫理綱領に基づき、自らの行動に責任と自覚を確立するため、行動規範をここに定め示します。

この行動規範の遵守に努めることとし、管理・監督する立場にある者は、自らが模範になるよう率先して実行に努めます。

1. 子どもたちの人権を擁護し、尊重します。

(1) 私たちは障がいに対する自らの先入観や偏見を廃し、子どもたちの個性や気持ちを真摯に受け止め、誠実な態度で、受容的な態度を持って、子どもたち一人一人と接します。

(2) 私たちは、虐待行為をはじめとするあらゆる人権侵害を決して行いません。

(3) 私たちは、虐待や人権侵害行為を発見した場合は、直ちに管理者に報告し、「虐待防止委員会」を速やかに開催し適切に対応します。

2. 子どもたちの自己選択、自己決定の意思を尊重します。

私たちは、子どもたちの特性に応じた働きかけや説明を行い、可能な限り自己選択・自己決定ができるように支援します。

3. 子どもたちの自己実現に向けた支援を進めます。

(1) 私たちは、子どもや保護者の意思やニーズを十分に把握し、個別支援計画を作成します。

(2) 私たちは、個別支援計画の作成、見直しなどにおいて、子どもたちや保護者に対して十分な説明と情報提供を行います。

4. 子どもたち及び家族のプライバシー保護と、個人情報の保護と管理を適切に行います。

(1) 私たちは、業務上知り得た個人情報は決して外部に漏らしません。退職後も同様とします。

(2) 私たちは、子どもたち及び家族のプライバシーの保護には最大限の注意を払います。

5. 職員としての専門性と人間性を常に向上させます。

(1) 私たちは、支援の専門性を高めるため、常に自己研鑽に努めます。

(2) 私たちは、専門職としての自覚と責務に基づいて行動します。